

# 令和7年度光市集団指導 (地域密着型サービス事業所)

# 令和7年度光市集団指導（地域密着型サービス）

1 令和7年度運営指導の総評

2 令和7年度事故の発生事例

3 令和6年度制度改正

4 令和8年度以降の指定申請について

5 変更届等の提出

6 その他

# 1 令和7年度運営指導の総評

## ○運営指導対象 6事業所

指導内容について次ページでまとめましたので参考にしてください。

## ○「介護保険施設等運営指導マニュアル」について

運営指導は厚生労働省作成の「介護保険施設等運営指導マニュアル」に沿って実施します。また、市作成の自己点検シートは、定期的な自己点検にご活用ください。点検結果について市への提出は不要ですが、運営指導時に確認します。

※「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/shidou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html)

# 1 令和7年度運営指導の総評

## ○文書指導（改善報告を要する事項）

項目	内容
認知症対応型共同生活介護に係る入退去	入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であることの確認をしなければならない。主治の医師の意見書や診断書にて確認し、保存した結果を残すこと。
勤務体制の確保等	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を作成すること。（詳細は7.8ページ）
業務継続計画（BCP）	感染症及び自然災害におけるBCPを策定すること。国のマニュアルを備えるだけでなく事業所毎に固有のものを作成し、それに基づいた委員会開催や研修、見直しを行うこと。
虐待の防止	虐待の防止のための指針を整備すること。
感染症予防及びまん延防止のための指針の整備	国のマニュアルを備えるだけでなく事業所毎に固有のものを作成し、それに基づいた委員会開催や研修、見直しを行うこと。

# 1 令和7年度運営指導の総評

## ○口頭指導（1）

項目	内容
ウェブサイトへの 掲示	重要事項説明書等の掲示について、書面掲示に加え、原則として重要事項等の情報を法人のウェブサイト又は介護サービス情報公表システムに掲載すること。（詳細は15ページ）
勤務体制の確保等	事業者は、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。 なお、新卒採用、中途採用を問わず、上記義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けている。
運営規程	利用料について、「利用料の額は、・・・その1割の額とする。」を「利用者の負担割合に基づき」に改めること。

# 1 令和7年度運営指導の総評

## ○口頭指導（2）

項目	内容
利用料等の受領	領収印は入金を確認してから押印すること。
運営規程	介護職員等の従業者の人数を正しいものにする事。
内容及び手続の説明及び同意	契約書の契約期間に日付の記載がないものがあつたため記載すること。なお、「契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日まで」等とし、記載もれを防止する方法をとること。
運営推進会議について	議事録は、個人情報保護に十分留意した上で公表すること。公表方法は、事業所内の掲示や、ホームページへの掲載等により行うこと。
加算の要件について	介護従業者や利用者の状態の割合等が要件となっている加算については、要件に合致しているかを毎月備えること（詳細は9ページ）

# 1 令和7年度運営指導の総評

## (1) ハラスメント対策の強化について

事業者は職場におけるハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければいけません。【男女雇用機会均等法・労働施策総合推進法】

<対象>

職場におけるセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント  
利用者やその家族等から受けるセクシュアルハラスメント

<内容>

就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること

※特に留意すべき点

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

◆相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

■事業所が講ずべき措置の具体的な内容

・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）

・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

厚生労働省ホームページにハラスメント対策マニュアルが作成されていますのでご活用ください。「介護現場におけるハラスメント対策」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

# 1 令和7年度運営指導の総評

(参考) ハラスメント対策の強化について

## 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化

### ○カスタマーハラスメント対策が義務化 【労働施策総合推進法】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもので、①～③の要素全て満たすものをいい、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆相談体制の整備
- ◆対応の実効性を確保するために必要なカスハラ防止のための措置
- ◆事後の迅速かつ適切な対応 等

### ○求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【男女雇用機会均等法】

事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいい、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆相談体制の整備
- ◆事後の迅速かつ適切な対応 等

# 1 令和7年度運営指導の総評

## (2) 加算の要件確認について

介護従業者や利用者の状態の割合等が要件となっている加算については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、変更を届け出てください。

### 【加算例】

#### ●サービス提供体制強化加算

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いる。

#### ●日常生活継続支援加算

算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数における要介護4又は5の者の割合及び日常生活自立度のランクⅢ以上の者の割合を算出する際には、対象となる新規入所者ごとのその入所の日における要介護度及び日常生活自立度の判定結果を用いること。また、届出を行った月以降においても、毎月において直近6月間又は12月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。

#### ●認知症専門ケア加算

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1／2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。

# 1 令和7年度運営指導の総評

## ○令和8年度実施予定

- ・実施時期 令和8年11～12月頃
- ・電算化により紙媒体で管理を行っていない書類は、運営指導時にモニター画面等で確認をします。

## 2 令和7年度事故の発生事例

### 1. 事故状況の程度

(令和7年4月～令和8年3月報告分)

	件数	割合
受診（外来、往診）、 自施設で応急処置	8	34.8%
入院	14	60.9%
死亡	0	0.0%
その他	1	4.3%
合計	23	100%

### 2. サービス種別

	件数	割合
訪問サービス	0	0.0%
通所サービス（地域密着型含む）	1	4.3%
短期入所サービス	2	8.7%
特定施設	4	17.4%
（看護）小規模多機能型居宅介護	0	0.0%
認知症対応型共同生活介護	4	17.4%
介護老人福祉施設（地域密着型含む）	6	26.1%
介護老人保健施設	6	26.1%
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	23	100%

## 2 令和7年度事故の発生事例

### 3. 発生場所

	件数	割合
居室（個室・多床室）	11	47.8%
トイレ	2	8.7%
廊下	3	13.0%
食堂等共用部分	2	8.7%
浴室・脱衣室	1	4.3%
機能訓練室	0	0.0%
施設敷地内の建物外	1	4.3%
敷地外	1	4.3%
その他	1	4.3%
不明	1	4.3%
合計	23	100%

### 4. 事故の種別

	件数	割合
転倒	15	65.2%
転落	2	8.7%
誤嚥・窒息	0	0.0%
異食	0	0.0%
誤薬、与薬もれ等	1	4.3%
医療処置関連 （チューブ抜去等）	0	0.0%
不明	4	17.4%
その他	1	4.3%
合計	23	100%

## 2 令和7年度事故の発生事例

### (2) 事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン

○厚労省が介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドラインを策定（令和7年11月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001569590.pdf>

◆介護保険施設サービスを主な対象としているが、居宅系サービス、高齢者住まい等の居住系サービスの安全管理に関する内容も新たに盛り込んでいます。

◆リスクマネジメントの基本理念、事故予防のための体制整備のあり方、事故発生時の対応のポイントを踏襲しつつ、具体的な取組事例を追記し、また各事故種別における具体的な対策や発生した事故の原因分析、再発防止策の検討事例を掲載しています。



★各サービス毎に参考にしてください。

### 3 令和6年度制度改正

- (1) 書面揭示規制の見直し
- (2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- (3) 身体的拘束等の適正化の推進
- (4) 協力医療機関との連携体制の構築
- (5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

※ (4) (5) は令和9年3月31日まで経過措置です。

# 3 令和6年度制度改革

## (1) 書面揭示規制の見直し

インターネット上での情報の閲覧の完結等を求める「デジタル原則」の考え方を踏まえ、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面揭示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表が義務づけられました。

【全サービス】※令和7年4月1日から義務

### ○重要事項等とは

運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をいいます。

### ○ウェブサイトとは

法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム※上をいいます。

※介護サービス事業者は、当該システムにより、毎年、提供する介護サービスに係る介護サービス情報を山口県知事に報告し、公表することが義務付けられています。（R7年度 周南圏域は9月報告・10月公表）

# 3 令和6年度制度改革

## (2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症や非常災害が発生した場合、サービスの早期再開や継続を図るため、事業者は事前の対策や非常時の行動基準・実施事項等について取りまとめた「業務継続計画」を策定し、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施など、計画に従った必要な措置をとることが義務付けられています。

【全サービス】

⇒感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合、業務継続計画未策定減算の適用（令和7年4月1日から）

業務継続計画の策定の参考として、厚生労働省ホームページを参照してください。

- 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

# 3 令和6年度制度改革

## (3) 身体的拘束等の適正化の推進

■身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための措置が義務付けられました。【多機能系サービス】

⇒措置が講じられていない場合、身体拘束廃止未実施減算の適用

※令和7年4月1日から

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（3月に1回以上）を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④従業者に対し、研修を定期的（年1回以上）に実施すること

■運営基準に以下が追加されました。【通所系サービス】

- ①利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと
  - ②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと
- ※当該記録は、2年間保存すること

# 3 令和6年度制度改革

## (4-1) 協力医療機関との連携体制の構築【施設系】

介護保険施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う又は支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制の構築を図ることとされています。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る）を定めることを義務付け。 ⇒経過措置：令和9年3月31日

①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関等の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該医療機関の名称等について、「協力医療機関に関する届出書」を市に提出。（経過措置なし）

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるよう努める。

※連携することが想定される医療機関

在宅療養支援病院や地域包括ケア病棟を持つ医療機関等（「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）を参考にしてください。

# 3 令和6年度制度改革

## (4-2) 協力医療機関との連携体制の構築【認知症対応型共同生活介護】

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う又は支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制の構築を図ることとされています。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを努力義務とする。

①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該医療機関の名称等について、「協力医療機関に関する届出書」を市に提出。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるよう努める。

※連携することが想定される医療機関

在宅療養支援病院や地域包括ケア病棟を持つ医療機関等（「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）を参考にしてください。

# 3 令和6年度制度改革

## (5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられました。【居住系・多機能系・施設系サービス】

※経過措置 令和9年3月31日まで

- 委員会は、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成
  - ・各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること
  - ・外部の専門家を活用することも可
- 委員会は、定期的開催

※事務負担軽減の観点等から、他に事業運営に・運営することや、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置することもできます。

厚生労働省「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考にしてください。

「介護分野の生産性向上 ～お知らせ～」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

# 4 令和8年度以降の指定申請について

## (1) 令和8年度指定更新

事業所名	有効期限
グループホーム はまゆう	令和8年4月30日
グループホーム 室積なかよかん	令和8年7月13日
グループホーム やまとの里	令和9年3月31日
グループホーム 浅江	令和9年2月28日
ケアシステムオレンジサークル	令和9年1月31日
地域密着型特別養護老人ホーム光ヶ丘	令和9年3月31日
デイサービスセンターやまとの光	令和9年11月30日
福祉メイキングスタジオうみべ	令和9年3月31日

※有効期限の1ヶ月前までには、指定更新申請(電子申請)をお願いします。

# 5 変更届等の提出

## (1) 処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の届出について

### ○既に処遇改善加算を取得済の事業者

新たに加算を取得するサービスを含めた処遇改善計画を提出

**提出期限：令和8年4月15日(水)まで【必着】**

6月から新たに加算を取得・変更する場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の届出も必要です。市ホームページをご確認ください。

電子申請にて【光市】 【加算に関する届出】 を選択しご提出ください。

# 5 変更届等の提出

## (2) 変更届

○加算等に係る体制の届出について

加算等を届け出た日と算定開始月は、次のように取り扱われています。

サービス種別	届出受理日	算定開始月
施設・居住系	当月1日まで	当月から
	当月2日以降	翌月から
上記以外	各月15日以前	翌月から
	各月16日以降	翌々月から

○加算等に影響のない変更届出について

変更があったときから10日以内に提出してください。

※事務負担軽減の観点から、加算や運営基準に影響がない変更については、年度末にまとめて変更内容の届出をお願いしています。

※実際に使用される重要事項説明書等については、適宜変更を行い、変更分を使用してください。

# 7 その他

## (1) ケアプランデータ連携システム

### ■ ケアプランデータ連携システム

● 居宅介護支援事業所との紙のやりとりがなくなり  
業務負担や経費の削減に

● 令和8年6月からの処遇改善加算の上位加算の要件に  
ケアプランデータ連携システム導入又は生産性向上推進体制加算（短期入所・居住系・多機能系・施設系）の取得で処遇改善Ⅰロ・Ⅱロに

● 令和8年度中はフリーパスキャンペーンを継続

その他「光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の目標指標にも設定しています。

詳細は、下記をご覧ください。

国民健康保険中央会

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>



# 7 その他

## (3) 人材確保・育成・定着に係る補助金 ※商工振興課所管事業

### ■「光に住んで、働こうやー！」支援事業 (中小企業等人材確保・育成・定着支援事業)

光市は、中小企業等の人材確保・育成・定着の取組として、①企業を知ってもらい、②就業体験してもらい、③住んで働き続けられる、ための一連の取組をセットで事業者の支援を行っています。詳細は商工振興課ホームページをご確認ください。

#### ●商工振興課ホームページ

<https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/7/syoukou/koyou/hatarakouya/index.html>

#### ●支援内容 【※令和7年度内容】

##### ①中小企業等知名度向上・ブランド化補助金

市内事業所への求人に関する採用活動に補助金を交付  
(補助率1/2、1事業者あたり補助上限30万円)

##### ②インターンシップ促進補助金

インターンシップを受け入れる事業者に補助金を交付  
(学生1人の受入れにつき1万円、1事業者あたり補助上限10万円)

##### ③中業企業等人材定着・定住支援補助金

従業員のリスクリング等の研修・講習に補助金を交付 など

#### ※ケアマネ資格研修も対象

(補助率1/2、1事業者あたり補助上限30万円)

## 資料確認のご連絡をお願いします

本資料を確認されましたら、下記サイトにアクセスしご連絡ください。  
<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=z9DC1ez9>

ホームページからも連絡フォームにアクセスできます。

報告期限：**令和8年4月30日(木)**



# お願い

## (1) 令和7年度運営推進会議の開催予定日の提出について

### ■運営推進会議

地域密着型サービス事業者は、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的とした「運営推進会議」を事業所ごとに設置することとなっています。

#### 【開催頻度】

おおむね6月に1回（地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護）

おおむね2月に1回（上記以外）

運営推進会議開催の年間予定表  
(令和8年4月～令和9年3月)をお知らせください

下記サイトにアクセスし、お知らせください。

<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=pd2QFbSI>

**報告期限：令和8年4月30日(木)**

開催日の集中等で日程を調整させていただく場合がありますのでご了承ください。



# お願い

## (2) 介護保険制度に係る質問について

### 介護保険制度に係る質問について

介護保険制度に係る質問については、国からの通知（告示、留意事項通知、Q&A等）をよく読んだ上で、疑義がある場合はお問い合わせください。お問い合わせの際は、質問内容を明確にした上で、それに対する事業所の考え及びその根拠をお示しいただくようお願いいたします。

■山口県介護情報総合ガイド「かいごへるぷやまぐち」や厚生労働省の介護保険最新情報も随時ご確認ください。